

平成 2 2 年度  
中小商業活力向上事業 3 次募集  
募集要領

〔中小商業活力向上施設整備費補助金〕

〔中小商業活性化支援補助金(中小商業活力向上支援事業)〕

**募集期間**

平成 2 2 年 9 月 1 日(水) ~ 9 月 2 4 日(金)

**お問い合わせ先**

中小企業庁商業課

各経済産業局担当課(詳細は担当課一覧をご参照下さい)

平成 2 2 年 8 月

中小企業庁



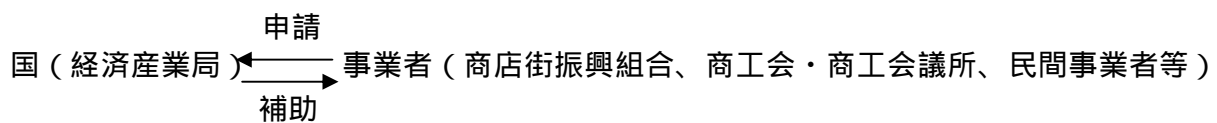
## 1. 支援制度の目的

我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしている商店街等は、少子高齢化が進展するなど社会構造の変化を迎えています。こうした中、商店街等の活力が低下している背景を踏まえ、地域経済の活力を維持していくためには、地域住民の需要に応じた商店街等の取組に対し、総合的な商店街等支援措置を講じ、商店街等の活性化を図ることが必要です。

さらに、商店街等は、地域経済のみならず、地域コミュニティの核となるものであり、その果たすべき社会的、公共的役割はますます重要となっています。

本事業は商店街等ににぎわいを創出し活性化を図るとともに、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的として、商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心、低炭素社会構築等の社会課題に対応した商業活性化の取組を支援するものです。

## 2. 補助スキーム



〔補助率〕国 2 / 3、1 / 2、1 / 3

法律の認定要件等により補助率が異なりますので、別表を参照してください。

〔補助額〕

施設整備事業のうち、別表1の1. ~ に該当する事業 上限：1億円 下限：100万円  
上記以外の施設整備事業及び活性化支援事業 上限：1,000万円 下限：100万円

〔補助事業者〕

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者、財産管理等の取扱いが整備されている者に限る。）

事業区分により補助事業者が異なりますので、別表を参照してください。

## 3. 補助対象事業について

補助対象事業は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、下記の社会課題に対応するものとしします。

少子高齢化

安全・安心（災害復旧含む。）

低炭素社会構築・環境・リサイクル

創業・人材

地域資源・農商工連携

生産性向上（集客力向上、IT化、物流効率化）・新技術活用

事業の種類は、施設整備事業（ハード整備事業）と活性化支援事業（ソフト事業）に区分されます。

対象事業は、市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること、市町村等が実施する事業との連携が図られていること及び単に一事業者の取組みに留まらず、地域の商業活性化への波及効果が見込めるものであることなどを要件とします。

補助事業の実施場所としては、「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街等も対象となります。

- ・共同店舗...中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。

共同店舗自体の建設・取得等は補助対象となりません。

- ・問屋街...個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

ボランティアチェーン形態の事業協同組合等による事業についても対象となります。

補助事業の区分・内容、補助事業者等については別表1～3を参照してください。

#### 4. 補助対象となる経費

##### (1) 施設整備事業(ハード整備事業)

施設等の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除きます。)

##### (2) 活性化支援事業(ソフト事業)

委員会経費

- ・事業実施にあたり委員会等を開催する経費(謝金、旅費、会議費等)

事業実施にかかる経費

- ・空き店舗の賃借料(店舗等の取得費は対象外)
- ・空き店舗の改装費
- ・運営委託費、アルバイト等の雑役務費
- ・広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、印刷製本費 等

#### 5. 応募方法

##### (1) 補助要望書提出について

事業者は、市町村の商業振興担当課に要望書及び別紙に掲げる関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、とりまとめの上、各経済産業局へ提出してください。

##### (2) 募集期間

平成22年9月1日(水)～9月24日(金)

市町村を通じ、所管の各経済産業局に提出してください。

#### 6. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。採否の決定は、1ヶ月程度でお知らせする予定です。

事業要件

- ・事業の実施体制
- ・周辺商業集積へ与える波及効果
- ・事業効果、数値目標の設定及びその妥当性
- ・事業の採算性、継続性 等

具体的な数値目標には、可能な限り「商店街への来訪者の増加」も設定してください。

一民間事業者が実施する事業にあつては、当該事業者の営利のみを目的としたものは対象となりません。周辺商店街の活性化に資する事業が対象となります。

連携要件

- ・市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること
- ・市町村・民間事業者が実施する事業にあつては地元事業者等が実施する事業との連携が図られていること

一民間事業者が事業を実施する場合は、要望書の提出にあたり、事業実施場所の商店街振興組合等からの推薦書を必ず添付してください。

全ての補助申請者は、市町村からの推薦書を添付することができます。添付は必須ではありませんが、採否の決定にあたり、他の案件との優劣を考慮する要素のひとつとします。

なお、推薦書は要望書の様式中にあります。

## 7. 補助事業者の義務等

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)  
また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

## 8．商店街振興組合連合会等が行うAED（自動体外式除細動器）整備について

商店街振興組合連合会等が管内の商店街等にAEDを一体的に整備する事業について、本補助金の補助対象として支援を行います。

その際、都道府県内等に一体的に整備する事業の性質上、他の事業と取扱いが異なる点もあるため、その取扱いについては次のとおりとします。なお、下記に記載のない事項については他の事業と同様の取扱いとします。

### （1）基本的事項

商店街振興組合連合会等、本補助金の対象となる事業者が管内の商店街にAEDを一体的に整備する事業を支援対象とします。事業区分等については別表3を参照してください。

### （2）対象経費

AED本体、設置スタンド、表示パネル及びAED使用に不可欠な消耗品  
（救急救命講習受講費用や維持管理費、保険料、リース費用等は対象としません。）

### （3）留意事項

AEDを整備する商店街等においては、十分にその活用が図られるよう、年度内に救命講習を受講していただくこととします。（要望書提出時に研修受講計画を提出していただくとともに、補助金確定時に受講を証する書類を提出していただきます。）

AEDの整備場所については、購入業者を通じて、財団法人日本救急医療財団に登録し、公開されることで、広く来街者・地域住民等に周知されるよう努めていただきます。

### （4）応募方法

事業者は、主たる事務所の所在地の市町村又はAEDを整備する主たる市町村の商業振興担当課に要望書及び下記に掲げる関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、要望書等とともに各経済産業局へ提出してください。

- ・平成22年度 中小商業活力向上事業要望書
- ・別紙2 中小商業活力向上支援事業（ソフト事業） 経費等明細
- ・別紙3-1 AED整備場所一覧
- ・別紙3-2 講習受講予定
- ・事業者の概要（定款、構成員、直近2期の決算書類）
- ・その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料

## 9．ボランタリーチェーンが行うPOSシステム等整備事業について

ボランタリーチェーン形態の事業協同組合等が、中小小売商業者の経営基盤強化のために行うPOSシステム等の整備事業について、本補助金の補助対象として支援を行います。

その際、広範囲の地域に一体的に整備する事業の性質上、他の事業と取扱いが異なる点もあるため、その取扱いについては次のとおりとします。なお、下記に記載のない事項については他の事業と同様の取扱いとします。

### （1）基本的事項

ボランタリーチェーン形態の事業協同組合等が、組織の中小小売商業者の各個店にPOSシステム等を一体的に整備する事業を支援対象とします。事業区分等については別表2

を参照してください。

## (2) 応募方法

原則として、事業協同組合等の組合組織からの応募とします。また、応募にあたっては、組合の本部組織が事業実施者となります。

要望書受付先、お問い合わせ先は、補助事業の主たる実施地を管轄する各経済産業局となります。

本事業については、市町村を經由せず、各経済産業局に直接要望書及び下記に掲げる関係書類を提出してください。

- ・平成22年度 中小商業活力向上事業要望書
- ・別紙1-1 資金調達計画
- ・別紙1-2 借入金返済計画
- ・別紙4 POSシステム整備箇所一覧
- ・事業者の概要（定款、構成員、直近2期の決算書類）
- ・その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料、全体計画等

## 10. その他

「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」の認定申請は随時受け付けております。認定までの所要期間を踏まえて、お早めに各経済産業局へご相談ください。

## 11. お問い合わせ先

以下の所管経済産業局担当課室及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

経済産業局等	課室名	電話
中小企業庁	商業課	03-3501-1929
北海道経済産業局	流通産業課商業振興室	011-738-3236
東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	022-221-4914
関東経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	048-600-0318
中部経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	052-951-0597
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	06-6966-6025
中国経済産業局	流通・サービス産業課	082-224-5653
四国経済産業局	商業・流通・サービス産業課	087-811-8524
九州経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	092-482-5456
内閣府沖縄総合事務局	商務通商課	098-866-1731

別表1【組合等が実施する施設整備事業の法律の認定要件、補助率等】

補助事業の区分・内容	社会課題 対応要件	法律の認定要件	補助率	補助事業者
1. 商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設 教養文化施設 ア. 多目的ホール、情報センター イ. 展示場、会議室、研修室、カルチャー教室等 ウ. 児童遊戯施設、休憩施設等 スポーツ施設 アークード カラー舗装 駐車場（要件あり） 商業インキュベータ施設 イベント広場、公園、緑地、公衆便所、街路灯等 2. 商店街・商業集積の活性化を図る事業 店舗（テナントミックスに資するものに限る。） ファサード整備	2 課題以上対応	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	2 / 3	組合等
	2 課題以上対応	中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	1 / 2	
	1 課題対応	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	1 / 3	

別表2【組合等又は民間事業者が実施する施設整備事業の法律の認定要件、補助率等】

補助事業の区分・内容	社会課題 対応要件	法律の認定要件	補助率	補助事業者
組合等又は民間事業者が実施する、商店街等を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街等の活性化を図るための事業 商店街等の活性化を図るとともに中小小売事業者等の経営基盤の強化に寄与する、電子マネーやポイントカードシステム、POSシステム等の導入に必要な関連機器設備等 商店街・商業集積の活性化を図るための事業に必要なバリアフリー対応設備、環境リサイクル対応設備、防犯対応設備等 地域農林水産業と連携することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業に必要な施設及び設備等	2 課題以上対応	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	2 / 3	組合等又は民間事業者
	2 課題以上対応		1 / 2	
	1 課題対応		1 / 3	

別表3【組合等又は民間事業者が実施する活性化支援事業の法律の認定要件、補助率等】

補助事業の区分・内容	社会課題 対応要件	法律の認定要件	補助率	補助事業者
1. 商店街活性化支援 コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業、イベント事業、商店街マネジメント事業、商店街人材育成事業、AED整備事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業	2 課題以上対応	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	2 / 3	組合等又は民間事業者
2. 空き店舗活用支援 商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業や、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップその他商店街等の活性化に寄与する施設を設置・運営する事業				
3. 経営革新支援 製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業	2 課題以上対応		1 / 2	
4. アーケード等撤去支援 被災・老朽化したアーケード等を撤去し、安全確保・まちなみ創造・景観向上を推進し、商店街等の活性化を図る事業				
5. 施設活用活性化事業 中小商業活力向上施設整備費補助金及び中小商業活性化支援補助金のうち中小商業活力向上支援事業により整備された施設を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図るための事業	1 課題対応		1 / 3	

組合等... 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人・一般財団法人、特定非営利活動法人

社会課題... 少子高齢化  
安全・安心（災害復旧含む。）  
低炭素社会構築・環境・リサイクル  
創業・人材  
地域資源・農商工連携  
生産性向上（集客力向上、IT化、物流効率化）・新技術活用

同一事業者が複数の補助事業を実施する場合には、それぞれが対応する社会課題の総和により社会課題対応要件を判断するものとする。

## 別紙

### 中小商業活力向上事業の要望にあたり提出する書類

1. 全ての申請者が提出
  - (1) 平成22年度 中小商業活力向上事業要望書
2. ハード整備事業を行う申請者が提出
  - (1) 別紙1-1 資金調達計画・別紙1-2 借入金返済計画
3. ハード整備事業のうち、テナントミックス店舗整備事業を行う申請者が提出
  - (1)(様式例)テナントミックス店舗の入居者について
4. ソフト事業を行う申請者が提出
  - (1) 別紙2 中小商業活力向上支援事業(ソフト事業) 経費等明細
5. その他、様式任意で提出が必要となる資料(特に明示がないものについては原則として全ての申請者が提出必要です。)
  - (1) 商店街等区域図(事業実施箇所及び主な集客施設を図示すること。)
  - (2) 商店街等の周辺の大型店や商業集積を示す地図及びその概要
  - (3) 事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類)
  - (4) 事業実施に関する組織の合意が確認できる理事会などの議事録等
  - (5) 施設完成イメージ図及び図面または機器カタログ等
  - (6) 設計書及び工法・工賃比較検討資料(見積書など)
  - (7) 事業実施の必要性の根拠となる各種調査結果(平成15年度以降に行われたものに限ります。)
  - (8) 再開発事業に係る保留床を取得して事業を実施する場合は、以下を証する資料
    - ・当該再開発事業全体像を説明する資料
    - ・床価格の算出基礎及び周辺類似施設における床価格を説明する資料
  - (9) アーケード設置やファサード整備等を行う場合
    - ・デザインコンセプト・視覚効果等の説明資料
  - (10) 多目的ホール等一般公衆利便施設を設置する場合
    - ・周辺類似施設の概要や利用状況を説明しうるもの(図示しておくことが必要です。)
  - (11) 防犯カメラを設置する場合
    - ・防犯カメラの運用に関する規定や規約等の資料
  - (12) テナントミックス店舗整備事業の場合
    - ・要望書記入要領に掲げる基準を満たすことを説明する資料
  - (13) 法律による計画認定状況を証する書類
  - (14) その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料

上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることがあります。